津田沼小のきまり【冬季】

令和５年度

（１）服装について

・体操服の上に上着を着用する場合は、名札をつける。
・袖の中に手を入れないようにし、手首から先を出す。
・登下校や走るなどの手を使わない運動の際は、手袋を着用してもよい。
・校舎内では、コートやネックウォーマーなどは着用しない。
・ブランケットや上着をひざ掛けにして授業を受けない。寒い場合は、ズボンを着用する。
・清掃時の上着の着用については、原則として１１月～３月を可とする。その期間外についても、児童の体調等に応じて可とする。

（２）使い捨てカイロについて

学校では、以下の事項を守って使用する。
・学校や登下校時に捨てず、家で処分する。
・授業中は触らない。
・運動時はポケットなどに入れない。

（３）体育学習について

・４月～１０月において、体育学習（走りっ子・業間体育・授業など）では、体温調節を適切に行うため、原則上着を着用しない。
・１１月～３月（冬季）において、体育学習（走りっ子・業間体育・授業など）では、運動に支障がない上着を着用してもよい。ただし、汗をかくぐらいの運動量を確保して、上着を脱げるようにする。ダウンやコートは着用しない。安全面から、トレーナーなどの被るタイプが好ましい。フード付きの上着を着用する場合は、フードを中にしまう。ファスナーがある上着は、上まできちんと閉める。なお、運動の際は、安全面から名札を外す。
・冬季中の朝の走りっ子・体力週間（持久走、長縄）・授業（手を使わない運動）では、手袋を着用してもよい。
・怪我の処置を速やかに行えるように、体操服の下にスパッツやタイツ、レギンス、長袖の着用はしない。肌着等が、袖や裾から出ないようにする。膝上まである長い靴下は、膝下まで下げて着用する。